

長野県総合計画審議会条例

昭和42年 7 月 1 日 条例第 30 号

改正 平成11年12月20日条例第45号

平成14年 3 月 25 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 長野県の総合的な発展に関する重要事項について調査審議するための審議会並びに国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 38 条第 1 項及び土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 7 第 1 項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項について調査審議するほか、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 国土利用計画法第 38 条第 1 項に規定する事項
- (2) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 15 条に規定する事項
- (3) 土地収用法第 34 条の 7 第 1 項に規定する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第5条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第8条 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第9条 審議会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月20日条例第45号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日条例第1号)

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律(平成13年法律第103号)の施行の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条第2項を改め、同条を第8条とする改正規定(第7条第2項を改める部分に限る。)は、平成14年4月1日から施行する。